

2025.06.02

## PL レポート(製品安全) <2025 年 6 月号>

■PL レポートは四半期に 1 回、国内外の製品安全、PL リスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

### 国内のトピックス

#### ○経済産業省が「製品安全 4 法改正に関する FAQ」を公開

(2025 年 5 月 16 日 経済産業省)

経済産業省は 5 月 16 日、「製品安全 4 法改正に関する FAQ」を公開しました。

改正製品安全 4 法<sup>\*1</sup>が今年 12 月 25 日から施行されるにあたり、経済産業省ウェブサイトの製品安全ガイドでは、改正点について説明する文書が随時公開されています<sup>\*2</sup>。

本稿では、新たに規制の対象となる乳幼児用玩具(3 歳未満向け玩具)を中心に、本サイト上で掲示された FAQ の内容も踏まえ、ポイントをみていきます。

今回の改正の背景には、これまで日本において、玩具を含めた多くの子供用の製品に関し、国が定める技術基準への適合などを前提に販売を認めるといった、いわゆる事前規制が設けられていない点がありました。そのため、ネット販売などを経由した海外からの製品を含め、安全性が確認できない製品の流通を防止できないことが課題となっていました。

そこで今回、消費生活用製品安全法(以下「消安法」)に「子供用特定製品」という新たなカテゴリが設けられ、「乳幼児用玩具」(3 歳未満向け玩具)および「乳幼児用ベッド」が指定されることとなりました(現時点で指定されているのはこれら 2 つのみ)。

「乳幼児用玩具」の製造・輸入事業者においては、省令の定めるところに従い、技術基準適合義務と警告表示義務を履行し、製品に「子供 PSC マーク」を表示するといったことが求められます(図 1 の左のマーク)。

一方で、今回の改正以前から消安法の特別特定製品に指定されていた「乳幼児用」ベッドについては、これまでも特定特別製品であったため技術基準の内容や必要な表示内容について基本的に変更はありませんが、子供 PSC マークへの貼り換えが求められます(図 1 の右のマーク)。

図 1 子供 PSC マーク



今回公表された FAQ においては、乳幼児用玩具に関し、次のような質問と回答が掲載されています（広く参考となると思われるものを抜粋し、弊社にて再構成）。

表1 「製品安全 4 法改正に関する FAQ」からの抜粋（一部）

| 質問                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「乳幼児用玩具(3歳未満向けの玩具)」とはなにか。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生後 36 月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具を指す。</li> <li>・ この規制により、出生後 36 月未満の乳幼児の玩具に起因する、部品の誤飲による窒息や身体への外傷等の危害の発生を防止することが目的である。</li> </ul>                                                                                                       |
| 「3歳未満向け」の判断基準はなにか。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の対象年齢は、以下を総合的に勘案して判断する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①合理的な根拠に基づいていること</li> <li>②広告において意図されている対象年齢に矛盾しないこと</li> <li>③類似する他の製品に設定された対象年齢の下限を上回らないこと</li> <li>④一般消費者が合理的に推測できる対象年齢の下限を上回らないこと</li> </ol> </li> </ul> |
| ST 基準との関係はどう考えるべきか。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人日本玩具協会が策定する「玩具安全基準（ST-2025）2025.4.1」に適合する乳幼児用玩具については、技術基準に適合すると判断できる。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| JIS および SG との関係はどう考えるべきか。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児用玩具の技術基準への適合を確認するために活用できる JIS 又は SG は確認できていない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 食品衛生法との関係はどう考えるべきか。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法と消安法は、法目的が異なるため、対象年齢の考え方、規制の対象とする製品の範囲、基準の内容等について異なる場合がある。</li> <li>・ 食品衛生法で規制の対象となるおもちゃが、そのまま消安法の規制の対象となるものではない。</li> </ul>                                                                                                           |
| 今後、玩具の規制対象範囲を広げる予定はあるか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点で決まった予定はない。</li> <li>・ 国内外における製品事故の態様や、諸外国での規制の状況等を踏まえ、必要に応じ検討を行っていく。</li> </ul>                                                                                                                                                         |

経済産業省は今後、「子供用特定製品」の対象を広げていくことを検討しています。広く子どもに関係する製品を取り扱う事業者においては、今後の動きを注視し、求められる内容と期限を把握した上で、対応を進めていくことが望まれます。

出所：製品安全 4 法改正に関する FAQ

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu\\_faq\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf)

\*1 正式名称は「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」。

\*2 ほかに、「乳幼児用ベッドに係るよくあるご質問（事業者の皆様向け）」が4月18日に公開されている。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/babybed\\_faq\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/babybed_faq_1.pdf)

## コラム1

## ○カナダにおける製造物責任（PL）～米国との相違点を中心に～

米国は製造物責任（PL）に関する訴訟件数が多く、賠償額の水準が高い国として広く知られています。一方で、米国と国境を接するカナダにおける PL がどうであるかは、論じられる機会が少ないように思われます。

そこで、今回はカナダにおける PL について、米国との相違点を中心にみていきます。

## 1. 基礎情報

まず、国としてのカナダと米国の相違点を整理します。

表1 カナダと米国の基礎情報<sup>1</sup>

|              | カナダ                       | 米国                       |
|--------------|---------------------------|--------------------------|
| 建国           | 1867 年<br>(英国から自治権獲得)     | 1776 年<br>(英国から独立宣言)     |
| 言語           | 英語、仏語が公用語                 | 主として英語<br>(法律上の定めなし)     |
| 国土面積         | 998.5 万平方 km<br>(世界第 2 位) | 983.3 平方 km<br>(世界第 3 位) |
| 国家形態         | 連邦国家<br>(10 州および 3 準州)    | 連邦国家<br>(50 州)           |
| 法系           | 英米法<br>(ケベック州は大陸法)        | 英米法<br>(ルイジアナ州は大陸法)      |
| 陪審制度         | あり<br>(民事および刑事)           | あり<br>(民事および刑事)          |
| 人口           | 約 4,010 万人                | 約 3 億 3,650 万人           |
| GDP<br>(名目値) | 2 兆 1,401 億米ドル            | 27 兆 3,609 億ドル           |

カナダと米国は、いずれも英国から独立した国家であり、それを背景として英語を主要な言語とし、英米法の考え方が受け継がれ、陪審制が採用されるとともに、判例法を中心とした法制度となっています（一部例外あり<sup>2</sup>）。

<sup>1</sup> 表中の情報および関連する以降の説明は外務省ウェブサイトのカナダ基礎データ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html>) および米国基礎データ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html>) に基づく。ただし、国家形態および法系は弊社保有の情報を記載した。

<sup>2</sup> それぞれの成り立ちに由来し、カナダのケベック州、米国のルイジアナ州はそれぞれフランス法を継受している。

カナダは米国と同様に連邦国家であり、州および準州がそれぞれの法律と裁判所を備えています。そのため、両国ともに州や準州によって法律や運用が異なる場合がある点に留意が必要です。

一方で、カナダの人口は米国と比較して 8 分の 1 以下、GDP は 10 分の 1 以下となっています。こうした人口の相違は訴訟件数に、経済規模の相違は賠償額の水準に、それぞれ影響することが考えられます。

## 2. PL 訴訟に関連する法制度

カナダにおける PL 訴訟に関連する法制度を、訴訟提起や賠償額水準に結びつくものに焦点をおいて、米国との比較を交えてみていきます<sup>3</sup>。

表 2 カナダと米国の PL 訴訟に関連する法制度

|           | カナダ                | 米国               |
|-----------|--------------------|------------------|
| 厳格責任の採否   | 採用せず<br>(過失の立証が必要) | 採用<br>(過失の立証は不要) |
| 弁護士費用の負担  | 敗者負担が原則            | 当事者負担が原則         |
| 慰謝料の上限    | 連邦最高裁が上限設定         | 一部州が上限規定         |
| 懲罰賠償制度の有無 | あり<br>(稀かつ比較的低額)   | あり<br>(頻繁かつ高額)   |
| 裁判のあり方    | 裁判官による裁判が一般的       | 陪審員裁判が一般的        |

まず、カナダにおいては、被告の製造物責任を認めるうえで原告の過失の立証を不要とする「厳格責任」の考え方が採用されていない点が挙げられます。そのため、カナダにおける PL 訴訟では、製品の欠陥に加え、被告の過失および被告の過失により欠陥が生じたことの因果関係の立証が原告に求められます。

また、訴訟に負けた場合の弁護士費用に関しては、カナダでは敗者負担（原告敗訴の場合は被告の訴訟費用も原告が負担、逆もまた然り）、米国では当事者負担が原告・被告それぞれ原則となっています。

こうした制度の違いから、カナダにおいては過失の立証や敗訴時の費用負担が、原告にとって、訴訟提起にあたってのハードルとなっていることが考えられます。

加えて、損害賠償に関しても相違がみられます。

身体的な不快感や精神的な苦痛に対する慰謝料<sup>4</sup>は、米国においては賠償額の高騰の一因とな

<sup>3</sup> カナダにおけるケベック州は他州と法制度や運用が異なる場合が多いため、以降では原則としてケベック州以外における制度を前提とする。

<sup>4</sup> 本稿では” Pain and suffering” への訳語として「慰謝料」をあてた。なお、カナダにおいては同種の損害は”

っていますが、カナダにおいては上限が設けられています。カナダ連邦最高裁は 1978 年に、慰謝料の上限を 10 万加ドルとする判断を示しました。その後の物価の変動を考慮し、2024 年第 4 四半期時点では約 46 万加ドル（約 4,800 万円）が上限として運用されています<sup>5</sup>。米国では、ハワイ州が 37.5 万米ドル（約 5,300 万円）を上限とする規定を設けていますが、こうした上限を設けている州はあまりみられません。

特に被告が非難されるべき事情が存在する場合などに、損害を補填する賠償に加え、制裁としての賠償を課す懲罰賠償制度は、カナダ、米国の双方に存在します。しかし、その運用においてカナダは米国より抑制的であり、懲罰賠償が示される頻度は稀で、米国と比較して金額も小さいとされています<sup>6</sup>。一方の米国では、填補賠償の数倍から数十倍を超える懲罰賠償が課せられるケースがしばしばみられます<sup>7</sup>。

以上から、カナダにおいては米国と異なり、慰謝料や懲罰賠償が青天井とならないような仕組みが連邦レベルで設けられているといえます。

さらに、裁判のあり方も異なっています。

前述のとおり、カナダと米国の両国で陪審員制度が導入されているものの、カナダにおける PL 訴訟は裁判官のみによって裁かれることが一般的となっています<sup>8</sup>。米国では、原告・被告のいずれか一方の要請があれば陪審による裁判を行うルールとなっているため、PL 訴訟も通常は陪審員が審理し、賠償額を含めた判断を下すことになります<sup>9</sup>。

米国における陪審員裁判は、事実認定が情緒的となったり、賠償額が莫大となる傾向が指摘されています<sup>10</sup>、カナダにおける PL 訴訟ではこうした問題が生じる恐れは小さいと考えられます。

### 3. 訴訟に関するデータ

最後に、訴訟件数や賠償額の水準についてみていきます。

カナダ統計局のウェブサイトでは、民事訴訟全体の件数や分野ごとの訴訟件数が掲載されています。PL 訴訟という括りでの件数は示されていないものの、PL 訴訟を含むと考えられる「その他不法行為」に分類される訴訟は過去 5 年間で 2 万件を下回る件数で推移しています<sup>11</sup>。

一方、米国の連邦裁判所のウェブサイトに掲載されている情報では、最新の 2024 年の連邦地

---

General damage”とも呼ばれる。

<sup>5</sup> LEXPERT “The basics of pain and suffering compensation” (<https://www.lexpert.ca/news/legal-faq/the-basics-of-pain-and-suffering-compensation/391122>) に基づく。

<sup>6</sup> BCLG “Product Liability Handbook The Canadian Legal Landscape” ([https://www.blg.com/-/media/insights/documents/national-itl-pl-product-liability-handbook-book-2019\\_web.pdf](https://www.blg.com/-/media/insights/documents/national-itl-pl-product-liability-handbook-book-2019_web.pdf)) に基づく。

<sup>7</sup> 著名な事例として、1982 年にニューメキシコ州のファーストフード店のホットコーヒーにより消費者が重度のやけどを負ったことに起因する裁判では、填補賠償 16 万ドルに対し、懲罰賠償 270 万ドルの支払いが命じられた。

<sup>8</sup> BCLG “Product Liability Handbook The Canadian Legal Landscape” ([https://www.blg.com/-/media/insights/documents/national-itl-pl-product-liability-handbook-book-2019\\_web.pdf](https://www.blg.com/-/media/insights/documents/national-itl-pl-product-liability-handbook-book-2019_web.pdf)) に基づく。

<sup>9</sup> 第二東京弁護士会「米国訴訟の実務」([https://niben.jp/niben/pdf/nf202305\\_02.pdf](https://niben.jp/niben/pdf/nf202305_02.pdf)) に基づく。

<sup>10</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）「輸出時における PL 法の対策・留意点：米国」(<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000951.html>) に基づく。

<sup>11</sup> Statistics Canada “General civil court cases, by type of action, Canada and selected provinces and territories” (<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3510011401>) に基づく。

方裁判所における PL 訴訟の件数は 5 万 5,000 件余りとなっています<sup>12</sup>。

これらの数字は前提が異なるため、単純比較はできませんが、カナダにおける PL 訴訟件数は米国の半分以下であると推察されます。

賠償額の水準については、いずれの国においても公的な統計データは出されていません。トムソン・ロイターの調査では、2020 年の米国における PL 訴訟の評決額の中央値は約 390 万ドルとなっています<sup>13</sup>。

カナダにおける同様のデータは見当たりません。しかし、カナダにおいては前述のとおり、懲罰賠償は稀であり、慰謝料に上限が求められていることから、損害賠償の内訳は財産的損害（治療費や休業損害など）や物的損害（毀損した物の修理費など）といった現実が発生した損害が主となっていると考えられます。

以上のとおり、カナダと米国の国としてのあり方や PL に関する法制度は共通する部分も多い一方、慰謝料や懲罰賠償、陪審制度などに関する運用に差異がみられます。定量的な比較に限界はあるものの、米国を比較した場合、カナダにおいて事業者が訴訟に巻き込まれたり、高額賠償の支払いを命じられるリスクは相対的に小さいと考えられます。

ただし、事業者においてはリスクを過小評価せず、基本的な製品安全対策を徹底するとともに、事業規模や扱う製品にあわせた適切な保険の手配などを行うことが求められます。

<sup>12</sup> United States Courts “Table C-11–U.S. District Courts–Civil Judicial Business (September 30, 2024)” (<https://www.uscourts.gov/data-news/data-tables/2024/09/30/judicial-business/c-11>) に基づく。

<sup>13</sup> Thomson Reuters “Current Award Trends in Personal Injury, 61st edition” に基づく。



## コラム 2

## OPFAS をめぐる日米の最新動向

近年、全国各地で水道水等から国の暫定目標値を超える濃度の PFAS<sup>1</sup> が検出され、住民の健康への影響が懸念されています。また、一部の自治体では汚染源と見られる事業者へ損害賠償を請求する等、責任を追及する事例も発生しており、今後の動向が注目されます。そこで、PFAS で汚染された飲料水による健康被害等によって事業者への訴訟が相次ぎ、日本よりも一部規制の強化が進んでいる米国と比較しながら、日米における PFAS をめぐる現状を整理します。

## 1. そもそも、PFAS とは

PFAS とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指し、1 万種類以上の物質が含まれます。

一部の PFAS は、撥水・撥油性、熱・化学的安定性といった物性を有することから、幅広い用途で用いられています。代表的な PFAS として、下表の PFOS<sup>2</sup>、PFOA<sup>3</sup>、PFHxS<sup>4</sup> が挙げられます。

表 1 代表的な PFAS と主な用途<sup>5</sup>

| 種類    | 主な用途                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------|
| PFOS  | 半導体用反射防止剤・レジスト（電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤）、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等    |
| PFOA  | フッ素ポリマー加工助剤（他のフッ素化合物を製造する際に、化学反応を促進させるために添加する薬剤）、界面活性剤 等 |
| PFHxS | 上記 2 種の代替品として消火剤やコーティング剤等に使用されており、特に衣類の撥水材として幅広く使用されている  |

## 2. 健康への影響に関する研究動向

## (1) 健康への影響について

PFAS による健康への影響として、特に発がん性が取り沙汰されています。PFOA、PFOS の発がん性に対する国際機関及び日米の政府機関による評価を整理すると下表のとおりです。

<sup>1</sup> Per- and Polyfluoroalkyl Substances（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）の略称。読みはピーファス。

<sup>2</sup> Per Fluoro Octane Sulfonicacid（ペルフルオロオクタンスルホン酸）の略称。読みはピーフォス。

<sup>3</sup> Per Fluoro Octanoic Acid（ペルフルオロオクタン酸）の略称。読みはピーフォア。

<sup>4</sup> Perfluorohexane Sulfonate（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）の略称。読みはピーエフヘクスエス。

<sup>5</sup> 環境省「PFAS ハンドブック」及び「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）について」を基に MS&AD インターリスク総研にて整理

表2 POFA および PFOS の発がん性に対する評価

| 機関名                               | 発がん性に対する評価                 |                                   |
|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
|                                   | PFOA                       | PFOS                              |
| 国際がん研究機関 (IARC) <sup>6</sup>      | 総合評価：グループ 1（ヒトに対して発がん性がある） | 総合評価：グループ 2B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある） |
| 日本・内閣府食品安全委員会 <sup>7</sup>        | 結果に一貫性がなく、証拠は限定的           | 証拠は不十分                            |
| 米国・毒性物質疾病登録庁 (ATSDR) <sup>8</sup> | 腎臓がん及び精巣がんに関連あり            | 腎臓がん及び精巣がんとの関連性に関する指摘はなし          |

世界保健機関（WHO）のがん研究専門の機関である国際がん研究機関（IARC）では、ヒトの疫学研究や動物試験の結果等の科学的根拠を勘案して発がん性への総合的な評価を実施しています。当初は PFOA のみ「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」と評価していましたが、2023 年 12 月の発表では PFOA は「ヒトに対して発がん性がある」に変更され、PFOS が新たに「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」と評価されました<sup>9</sup>。

日本においては、内閣府の食品安全委員会が 2024 年 6 月に PFAS に関する食品健康影響評価書を公表し、ヒトに対する発がん性について PFOA は「結果に一貫性がなく、証拠は限定的」、PFOS は「証拠は不十分」と評価しています。

米国では米国・毒性物質疾病登録庁（ATSDR）によって、腎臓がん及び精巣がんとの関連性について、PFOA は関連性があることを示唆されていますが、IARC 等とは異なり PFOS は関連性を指摘されていません。

このように発がん性の評価は国や機関によっても評価が割れています。PFAS の健康への影響に関する研究は現在も進んでおり、科学的知見が集積されていくことで今後評価が見直される可能性があります。

## （2）摂取量について

PFAS の摂取量に関する国際的な基準等は現状ありません。発がん性と同様に、PFAS をどの程度摂取すると健康への影響があるかについては国によって考え方が分かれています。

日本では食品安全委員会の評価書が、現時点で得られた科学的知見を基に「耐容一日摂取量（以下、TDI）<sup>10</sup>」を示しています。そこでは、PFOS、PFOA でそれぞれ 1 日に体重 1kg 当たり 20ng とされ、この TDI を踏まえた対応が速やかにとられることが重要である、と指摘されています。一方で、PFHxS は評価のための知見が不十分なため、現時点では指標値の算出は困難と

<sup>6</sup> 内閣府食品安全委員会「PFOA（パーフルオロオクタン酸）及び PFOS（パーフルオロオクタンスルホン酸）に対する国際がん研究機関（IARC）の評価結果に関する Q&A」

（[https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo\\_map/pfoa\\_and\\_pfes\\_faq.html#q04](https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/pfoa_and_pfes_faq.html#q04)）

<sup>7</sup> 内閣府食品安全委員会「PFAS に関する食品健康影響評価書」

（<https://www.fsc.go.jp/fscis/attachedFile/download?retrieveId=kya20240625001&fileId=201>）

<sup>8</sup> 米国・毒性物質疾病登録庁（ATSDR）ウェブサイトの内容を MS&AD インターリスク総研株式会社で翻訳・整理（<https://www.atsdr.cdc.gov/pfas/about/health-effects.html>）

<sup>9</sup> なお、ヒトの疫学研究のみの評価では、PFOA については、腎細胞がん、精巣がんに関する証拠が報告されているものの限定的であり、その他のがんについての証拠は不十分であると判定されています。PFOS についても証拠は不十分とされています。

<sup>10</sup> 耐容一日摂取量（TDI）とは、ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される量のこと。



されています。

米国では従来は日本と同じ1日に体重1kg当たり20ngでしたが、米国環境保護庁（EPA）が2023年にまとめた評価案において、PFOSは1日に体重1kg当たり最大0.1ng、PFOAは1日に体重1kg当たり最大0.03ngまで引き下げました。これによって、日本の基準の最大666倍も評価が厳しくなりました。

### 3. 使用や飲料水に関する規制状況

#### （1）製造・輸入、使用に関する規制について

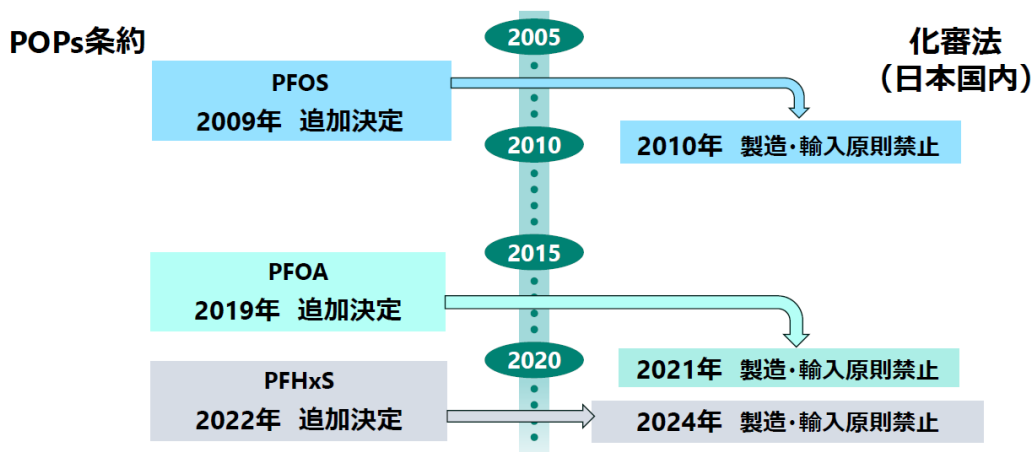
PFASの健康への影響について前述のとおり結論は出ていないものの、予防原則に基づいて規制が進んでいます。予防原則とは、化学物質等が人の健康や環境に対して重大で取り返しのつかない影響を及ぼす恐れがある場合、科学的な因果関係が十分証明されていなくても規制措置を可能にする考え方<sup>11</sup>です。

国際的には、残留性有機汚染物質の廃絶、削減等を促すための国際的枠組みであるPOP条約（ストックホルム条約）において、PFOS、PFOA、PFHxSを対象として、製造・輸入、使用が規制されています。

日本及び米国はこの条約の締約国であり、対象とされた物質について、それぞれが条約を担保できるように規制が国内法化されています。

なお、日本では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）によって、2010年にPFOSが、2021年にPFOAが規制対象となり、2024年にはPFHxSが追加されました。

図1 PFASに関するPOP条約および化審法の規制<sup>12</sup>



<sup>11</sup> 日経 ESG 「ESG・SDGs キーワード解説 予防原則」  
(<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00020/110900099/>)

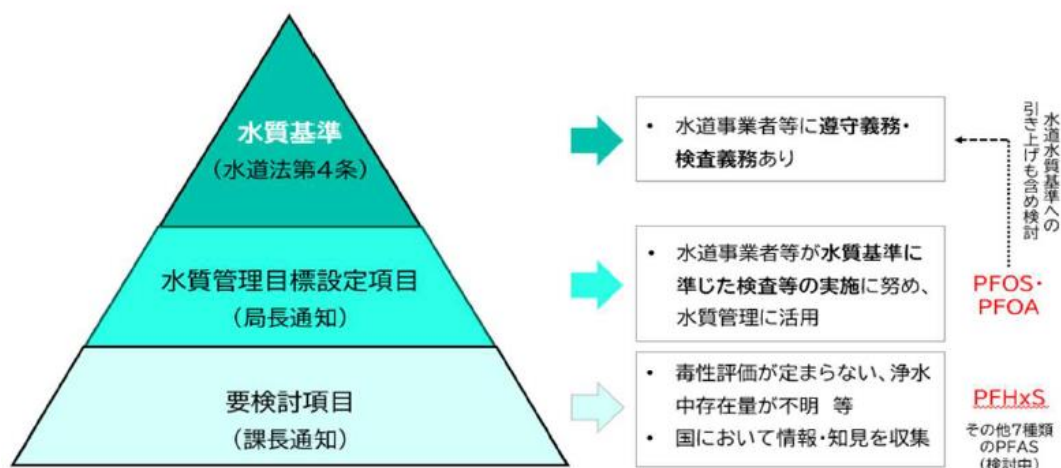
<sup>12</sup> 環境省「Q3 国内ではPFOS等はどうに規制されているのか」  
(<https://www.env.go.jp/water/pfas/faq003.html>) より引用。

## (2) 飲料水に関する規制について

WHOは、各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料を公表しており、2022年にPFOS、PFOAでそれぞれ100ng/L、全てのPFASで500ng/Lを暫定的な基準値として提案しています。

日本では2020年に、厚生労働省が下図のとおりPFOS・PFOAを水質管理目標設定項目に位置付け、その暫定目標値を50ng/L（PFOS・PFOAの合算）と設定しました。

図2 日本における水道水中のPFOS・PFOA等への対応<sup>13</sup>



なお、環境省では評価書で示されたTDIを踏まえ、水道水中におけるPFOS・PFOA等について、水道事業者等が検査・基準遵守を義務付けられる水道水質基準へ引き上げる方針を示し、2024年12月の専門家会議で了承されました。なお、基準値については上記の暫定目標と同じ50ng/Lとなり、施行は2026年4月からとなる見通しです。

また、米国では2024年に第一種飲料水規則が公表され、その規制値はPFOSとPFOAでそれぞれ4ng/L、PFHxSを含む一部のPFASでは10ng/Lとされており、日本よりも厳しいものとなっています。

<sup>13</sup> 環境省「PFASハンドブック」（<https://www.env.go.jp/content/000305650.pdf>）P39より引用。

#### 4. 事業者に対する責任追及

PFAS による飲料水の汚染やそれによる健康被害に対する事業者への責任追及について、米国では様々な訴訟が提起されており、高額での和解・賠償に至ったものが散見されます。

表3 PFAS に関する米国の訴訟事例

| 時期          | 概要                                                                       | 結果／現状                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2017 年 2 月  | 米化学メーカーA社の工場から河川に流出した PFOA が混じった飲料水によって健康被害を受けたとする周辺住民による集団訴訟（約 3,550 件） | 合計 6 億 7,070 万ドル（約 765 億円、当時）の支払いで和解   |
| 2023 年 6 月  | 米化学メーカーB社の製造した PFAS を含む消火剤によって飲料水が汚染されたとする米国内の多数の自治体による訴訟                | 最大 125 億ドル（約 1 兆 8,000 億円、当時）の支払いで和解   |
| 2023 年 6 月  | 米化学メーカー（A社を含む3社）によって飲料水が汚染されたとする米国内の多数の自治体による訴訟                          | 合計 11 億 8500 万ドル（約 1,700 億円、当時）の支払いで和解 |
| 2024 年 12 月 | 米国の C 州が防水素材の製造販売元に対し、PFAS を含む排水による汚染の調査と除去に関する費用を支払うよう求めた訴訟             | 係争中とみられる                               |
| 2025 年 1 月  | 消費者が D 社に対し、健康増進を謳うスマートウォッチがバンドに PFAS を使用し、消費者を欺いているとして賠償を求めた訴訟          | 係争中とみられる                               |
| 2025 年 1 月  | 上記と同様の E 社のスマートウォッチに関する訴訟                                                | 和解成立<br>(内容は非公開)                       |

当初は、PFAS を製造する化学メーカーに対する飲料水の汚染とそれに伴う健康被害を理由とした訴訟提起が主でした。最近では、PFAS を含んだ消費財を販売するメーカーなどに対しても訴訟が提起されており、その理由も変化しています。一例を挙げると、スマートウォッチについて、サステナブルで利用者の健康増進に役立つと宣伝しながら、バンドに PFAS を使用し、消費者を欺いているとして賠償を求める事案等も発生しています。

日本においては、PFAS に関連して事業者に対して損害賠償を求める訴訟が提起された事例はまだないとみられます。一方で、2023 年に非常に高濃度の PFAS が浄水場から検出された岡山県吉備中央町において、同町が汚染源とみられる使用済み活性炭を管理していた事業者に対し 1 億円を超える損害賠償を請求した事例が出ています。また、静岡県静岡市では井戸水から高濃度の PFAS が検出された問題で、住民団体が市を相手取り、排出元とされる事業者に水質調査費約 655 万円を請求する住民訴訟を起こしています。

本号では日米における PFAS に関する最新動向を整理してきました。

事業者においては、ヒトの健康への影響に関する研究結果や規制動向等を引き続き注視しつつ、リスクが増加するような動きがあれば、その予防・低減等に向けて柔軟かつ迅速に対応することが望まれます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

## 【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL Masterメニュー

## I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

## II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

## III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

## IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

## V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk\_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2025

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、  
最新ノウハウを  
得ることが困難に…

リスク対策を  
効率化したいが、  
リソースが足りない…

情報セキュリティや  
BCPなどのリスク対策が  
進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用  
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、  
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、  
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

